

高槻市立総合市民交流センター（クロスパル高槻）  
照明設備LED改修 仕様書

1. 業務名称 高槻市立総合市民交流センター（クロスパル高槻）照明設備LED改修

2. 履行場所 高槻市立総合市民交流センター（クロスパル高槻）  
高槻市紺屋町1番2号

3. 業務目的

脱炭素社会に向け、CO2排出量等環境負荷の削減が求められているなか、公共施設等の照明をLEDへ改修することで大きなエネルギーの削減効果が見込める。

また、水銀ランプの製造が終了している状況や、主要メーカーが蛍光灯の生産を令和9年までに生産中止となることから、早期にLEDへの切替えを行っていくことを目的とする。

4. 業務内容

- ① 添付平面図に掲げる照明器具をLED照明器具に更新
- ② ①に伴う撤去器具、廃材などの処分
- ③ ①②にかかる作業計画書の提出
- ④ 消防等の諸官庁手続き
- ⑤ 各書類の作成

5. 工期

契約締結日から令和8年2月28日まで

6. 一般事項

- ① 本修繕業務に係る関連法令を遵守すること。
- ② 本修繕業務は本仕様書及び下記図書に従い、適正に施工すること  
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修  
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 最新版  
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 最新版  
電気設備工事監理指針 最新版  
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 最新版
- ③ 工事完了後、市及び施設管理者立会いの下、完成検査を行うこと。
- ④ 完成検査の指摘事項については履行期間内に手直しを行い、手直し終了をもって検査合格とする。

- ⑤ 本修繕業務により発生する撤去品、その他廃棄物の運搬・処分は関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項については、その都度市及び施設管理者と協議し取り決めること。

## 7. LED の仕様

- ① 原則として器具交換とする。但し、意匠性及び器具交換による石綿含有工事となる場合、特注器具等の制作が必要となる場合に関してはランプ交換も認める事とする。
- ② 照明器具等は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に機種設定のない LED 直管ランプ等及びその他 LED 照明についても同様に上記登録対応機種を持つメーカーが製造した製品とすること。)
- ③ 照明器具等は、ISO9001 (品質) の認証取得工場で製造された製品とする。  
照明器具等は、ISO14001 (環境) の認証取得工場で製造された製品とする。
- ④ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵・調光器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ⑤ 照明器具の保証期間は1年とし、保証期間内 については交換費用も受注者において負担するものとする。
- ⑥ 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- ⑦ 詳細については、添付「照明リスト」を参照すること。【ランプ交換】と記載しているものについては器具本体を残してランプ交換を可とする。
- ⑧ LED 照明器具は添付「照明リスト」の型番を参考として、要求水準以上のものを選定すること。

## 8. 作業計画書の作成

下記に事項について市及び施設管理者と十分協議を行い、作業計画書に反映すること。

- ① 安全管理確保に必要な措置
- ② 施設運営に必要な措置
- ③ エリア・部屋ごとの工程表・停電期間
- ④ 作業に伴う足場の設置場所及び設置期間
- ⑤ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等
- ⑥ 既設照明器具、廃材の撤去後の処分方法

## 9. 作業条件等

- ① 複合施設としての配慮

本施設は、行政機関や貸会議室等で構成する総合市民交流センター、紺屋町駐輪場、高槻駅南立体駐車場による複合施設となっていることから、工程や停電期間等の調整にあたっては、市及び各管理者との調整にあたっては十分留意すること。

② 営業時間

9時～22時（駐車場、駐輪場は6時～23時）

③ 休館日

なし（工事や修繕に伴う臨時休館が一部有）

④ 高天井

8階 イベントホール4m、イベントホール倉庫（スラブ間8m器具取付高さ7.4m）、エントランスホール4m、

1階 玄関軒先天井高4m、荷捌き場4m

C階段 1階～2階間：スラブ～鉄骨最上部4m器具取付高さ4m未満

B1階～1階間：スラブ～鉄骨最上部4.1m器具取付高さ4m

B2階 受水槽室（スラブ間7m器具取付高さ6m）

⑤ 資材置場

3階準備室（約20㎡）。その他の貸与場所は要協議。

⑥ 駐車スペース

資材の搬出入は荷捌きで実施できるが、その後の駐車は不可。

⑦ 廃棄コンテナ

1階敷地内への常設は不可。

⑧ 工事可能時間帯

原則9時～22時。休館日の場合、9時～17時。

ただし、紺屋町駐輪場、南立体駐車場は、営業時間外（23時～6時）を原則とすること。

⑨ 別工事との調整

市において、別途下記工事を発注するため、作業ヤードの取り合いや工程について必要な調整をすること

- ・受変電設備改修工事（令和8年1月に終日停電作業が3日間あり）
- ・トイレ改修工事（令和7年度下半期。4～6階トイレの洋式化）

## 10. 更新前の確認

更新前の施設側の不具合については受注者の責任は問わないものとするが、下記①～④の項目について更新前にも確認を行い、市及び施設管理者に報告書として提出すること。

- ① 設置状態確認
- ② 点灯状態確認
- ③ 絶縁抵抗測定

更新する照明回路について測定すること。

④ 照度測定

既存照明器具の照度も事前に測定すること、照度の測定位置及び測定方法については、発注者と協議の上、決定するものとする。

## 11. 施工

- ① 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠すること。LED器具の支持については既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこととする。必要に応じて適切な落下防止措置を行うこと。
- ② 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡が見えないように配慮すること。
- ③ LED更新作業に際して、既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合、アスベストについてはみなし対応・処分すること。
- ④ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行うこと。机や椅子等の移動が必要な場合については、市及び施設管理者と協議すること。
- ⑤ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- ⑥ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- ⑦ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるものとする。

## 12. 更新後の試験

LED照明に更新後、必ず下記①～④の現地試験を行い、試験報告書として提出すること。

① 設置状態確認

各LED照明が正常に設置され、器具の脱着の恐れがなく、天井材との隙間等がないようにすること。

② 点灯状態確認

各LED照明更の点灯確認を行うこと。調光照明については合わせて調光の確認を行うこと。

③ 絶縁抵抗測定

分電盤の分岐回路ごとに更新前後の絶縁抵抗測定を行い、照明器具が接続された状態で1MΩを満たしていることを確認すること。但し更新前の測定で基準値以下の場合、

更新後の絶縁抵抗が更新前より低下してなければこの限りではない。

#### ④ 照度測定

各エリア・部屋ごとに照度測定を行うこと、更新前と同じ場所で測定し、更新後の照度が同等以上であることを確認すること。

### 13. 提出書類

下記書類について各2部提出のこと。

#### 【更新前】

- ① 更新するLED照明器具の承諾函
- ② 作業計画書
- ③ 事前確認報告書（項番10参照）
- ④ その他市が必要とするもの

#### 【更新後】

- ① 工事写真（工事前 工事中 完成）
- ② 設置状況、点灯状況確認書
- ③ 絶縁抵抗測定試験成績書
- ④ 照度測定試験成績書
- ⑤ 照明台帳（設置および設置場所・メーカー名・型番・型式など記載のもの）
- ⑥ 消防等の諸官庁手続きに関する書類
- ⑦ その他市が必要とするもの

### 14. 添付書類

- 別紙1 照明リスト（数量表）  
別紙2 照明リスト（場所別数量表）  
別紙3 電灯設備平面図

### 15. その他

契約者又は契約者が本仕様に定める業務に従事するものは、本修繕業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」第13条に基づき、その事実を本市に通報することができる。なお、契約者は上記について、契約後すみやかに従事するものとする。